

# 都市計画変更に関する説明会

## ～文化交流拠点の形成に向けた 都市計画変更について～

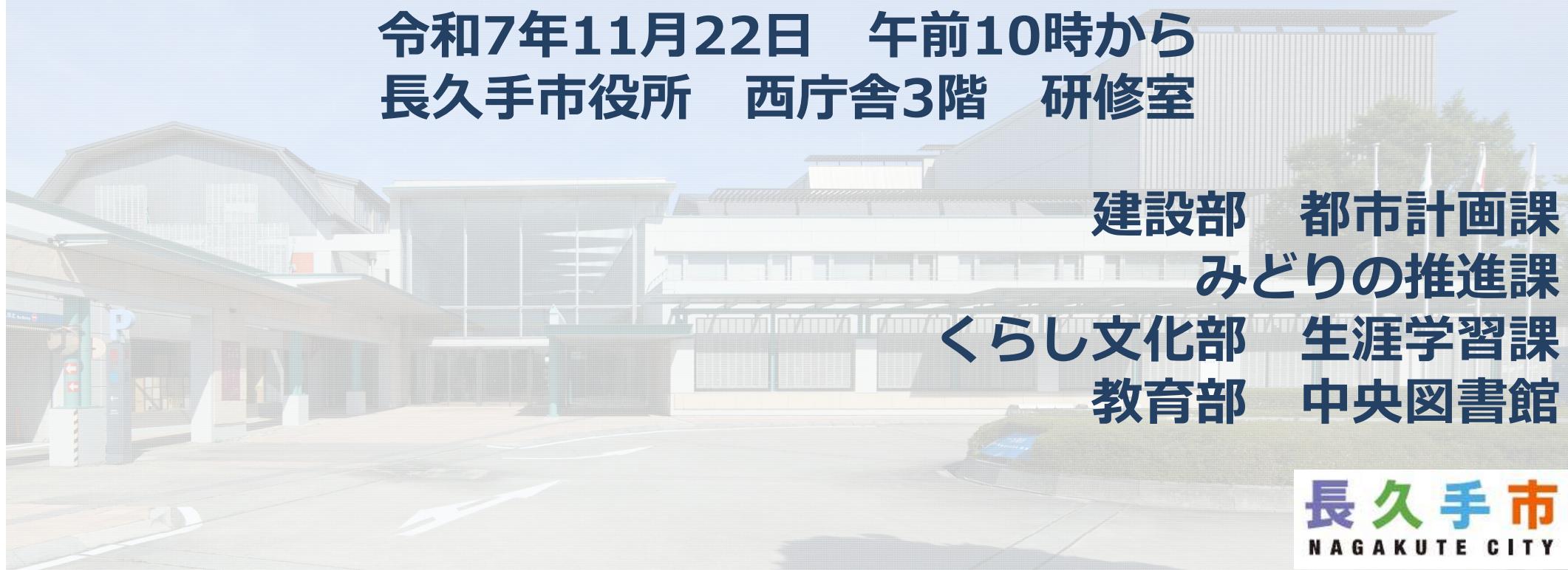
令和7年11月22日 午前10時から  
長久手市役所 西庁舎3階 研修室

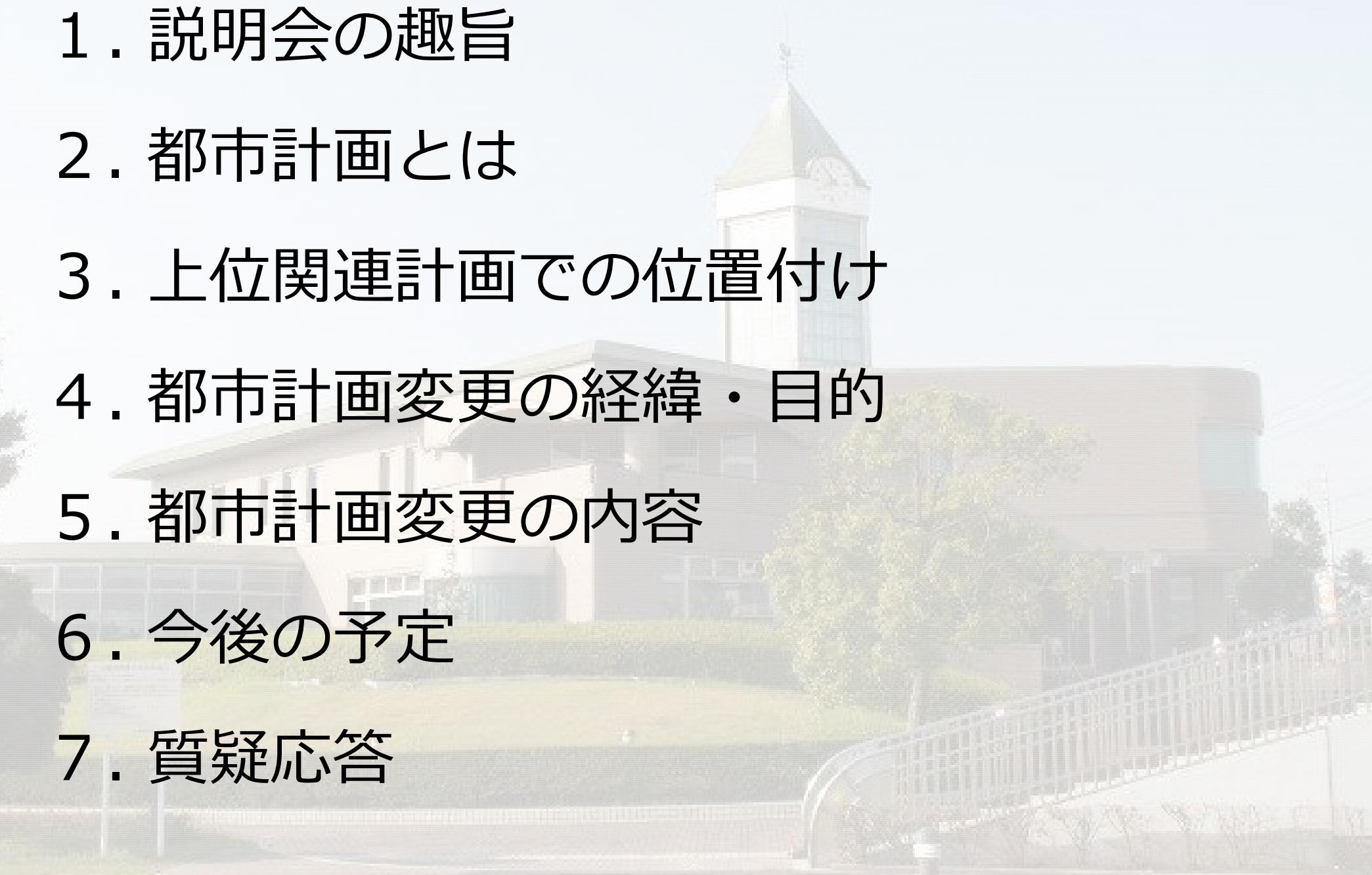
建設部 都市計画課

みどりの推進課

くらし文化部 生涯学習課

教育部 中央図書館



- 
1. 説明会の趣旨
  2. 都市計画とは
  3. 上位関連計画での位置付け
  4. 都市計画変更の経緯・目的
  5. 都市計画変更の内容
  6. 今後の予定
  7. 質疑応答

## 公聴会の開催等（都市計画法第16条第1項）

都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるとときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置※を講ずるものとする。

※例示…公聴会、説明会、住民ワークショップ等



本日は、都市計画法に基づき、都市計画の変更内容をご説明し、**住民の皆様からご意見をいただくための住民説明会**です。



## 都市計画とは・・・

法的な定義 (都市計画法第4条)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画



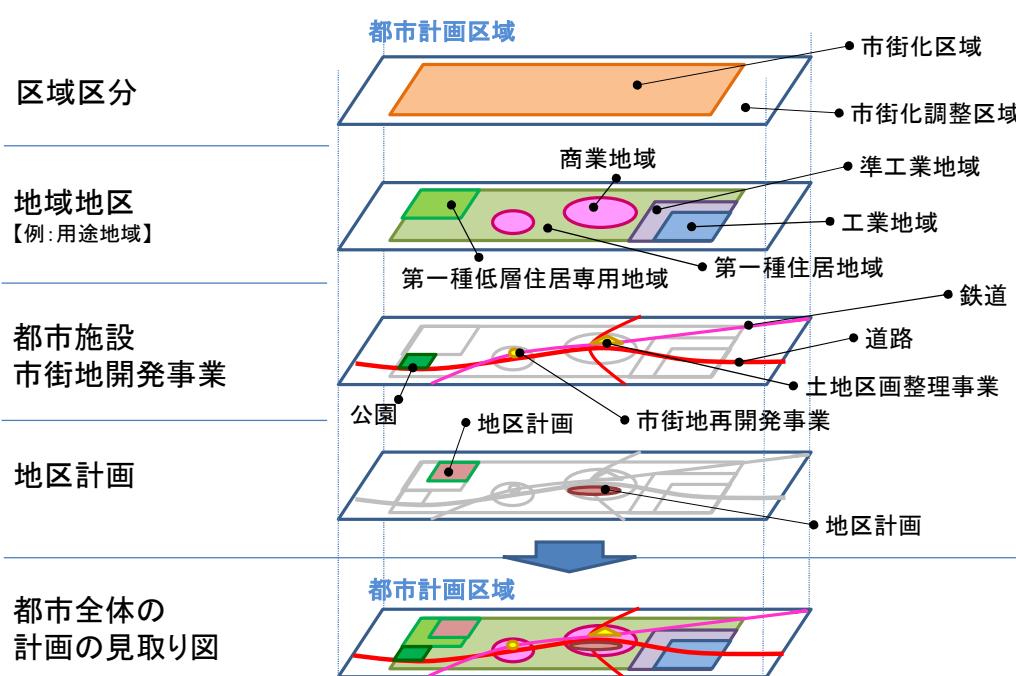
やわらかく表現すると

都市に暮らす人々が「安心・安全で、快適な生活を送るために、土地の使い方や、必要な道路・公園等の整備について定めるまちづくりのルール」

# 都市計画の具体例

## ○土地利用

土地の使い方や建物の建て方などのルール



出典：国土交通省HP  
都市計画制度の概要 都市計画法制

## ○都市施設

(道路、公園、下水道、教育文化施設等)  
将来のまちを考えて、まちの骨組みを形づくる  
都市に必要な施設（機能）



出典：国土交通省HPみんなで進めるまちづくりの話

# 都市計画区域とは

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域  
(都市計画法第5条)



長久手市は全域が都市計画区域  
に含まれる  
(名古屋都市計画区域)

○愛知県では6つの都市計画区域を指定  
(名古屋、尾張、豊田、知多、西三河、東三河)

○県内54市町村の内、51市町村に  
都市計画区域を指定

○都市計画区域が県全体に占める割合  
面積：約69% 人口：約99%

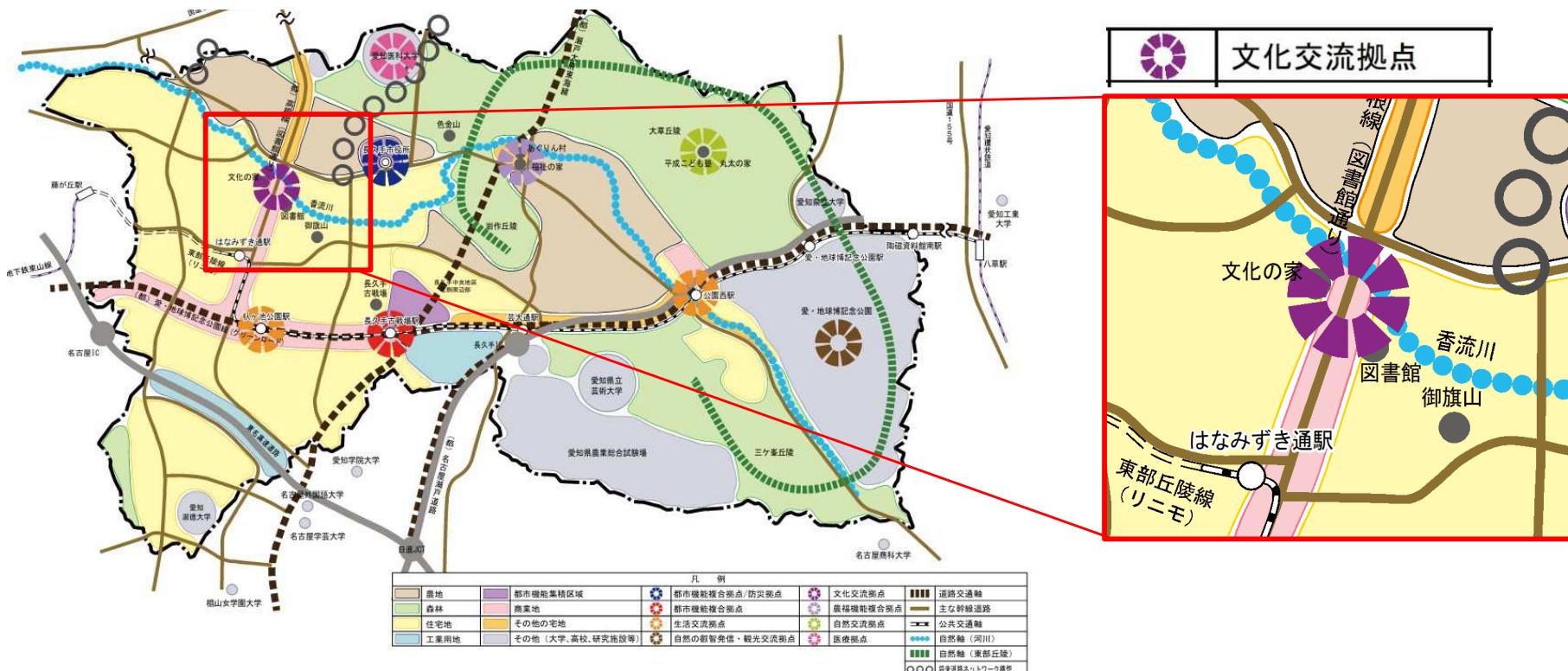
## 長久手市都市計画マスタープラン (R2.3.31) における記載内容

### ・拠点の位置付け

芸術、文化活動の拠点である文化の家や、知識、情報の集積と市民の学びの場である中央図書館の周辺を「文化交流拠点」に位置付け

### ・拠点の形成方針

文化交流拠点では、**文化面からの交流機能の充実**を目指すこととしている



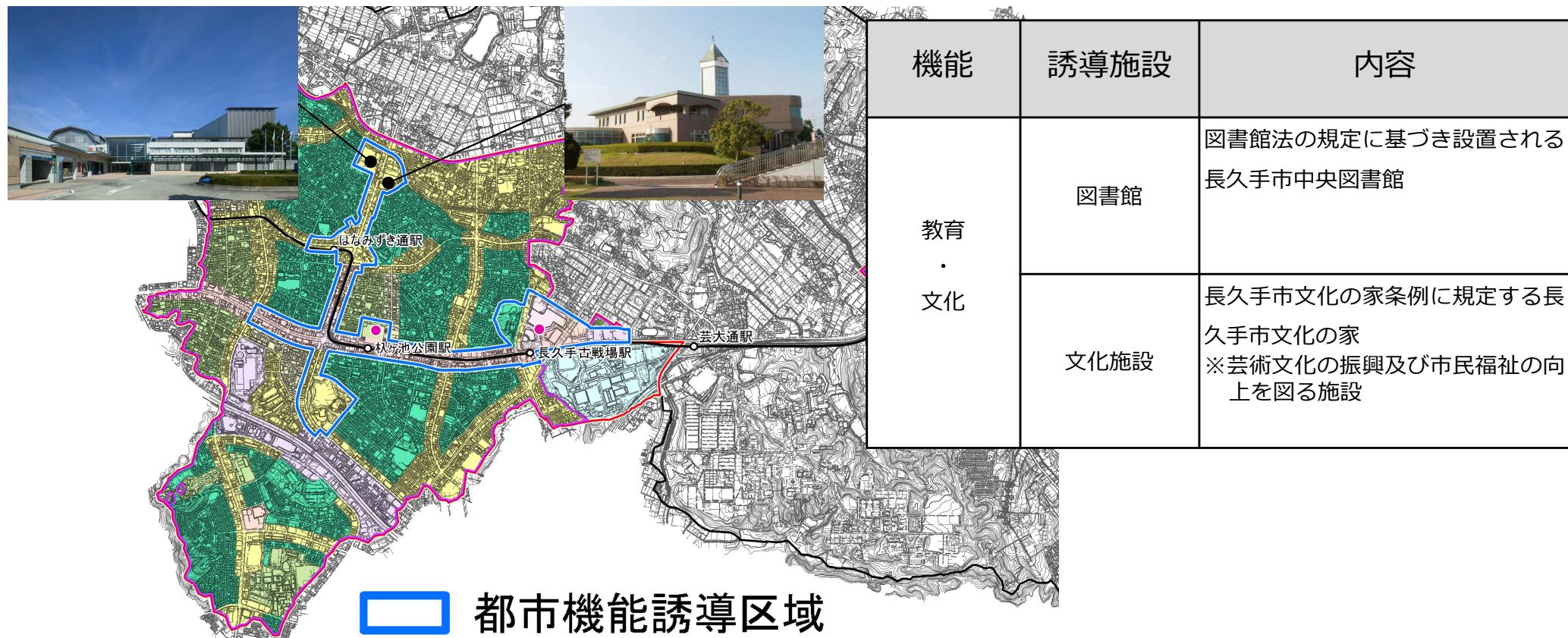
※都市計画マスタープランとは

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの

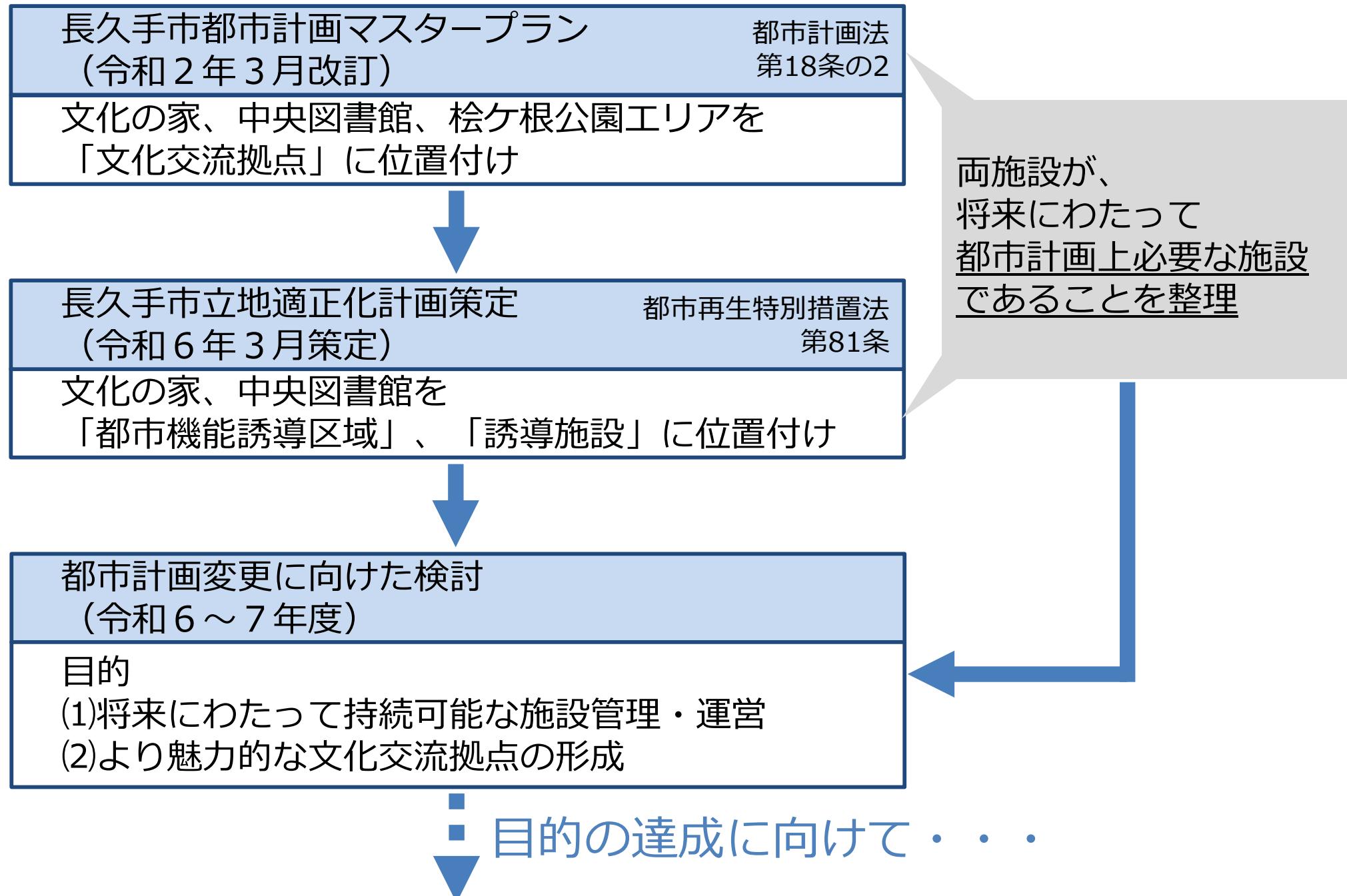
## 長久手市立地適正化計画 (R6.3.31) における記載内容

### ・都市機能誘導区域、誘導施設

都市計画マスタープランに位置付けた「文化交流拠点」の形成を図るために、**都市機能誘導区域「長久手古戦場・杣ヶ池公園・はなみずき通駅ゾーン」**を設定し、**文化の家、中央図書館**を誘導施設（将来にわたり維持していく施設）として位置づけ



※立地適正化計画とは  
居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン



より魅力的な文化交流拠点に向けて・・・

### 中央図書館

桧ヶ根公園と中央図書館の親和性を高める

都市計画において両施設が一体であることを明確化

桧ヶ根公園の区域を変更し中央図書館を公園施設とする

### 文化の家

図書館通りを挟んだエリアとの親和性を高める

文化の家東側の土地も含めて都市計画施設の区域とする

# 計画書

## 桧ヶ根公園

名古屋都市計画公園の変更（長久手市決定）

都市計画公園3・3・314号を次のように変更する。

種類	名称		位置	面積
	番号	公園名		
近隣公園	3・3・314	桧ヶ根公園	長久手市坊の後	約1.8ha

「区域は計画図表示のとおり」（次ページ以降参照）

### 理由

長久手市において、公園区域を拡大し、隣接する長久手市中央図書館を一体の敷地として、持続的・継続的に一体となった整備や利活用を図り交流機能を高めていくことを目的として、3・3・314号桧ヶ根公園の都市計画変更を行う。

## 長久手市文化の家

名古屋都市計画教育文化施設の変更（長久手市決定）

都市計画教育文化施設に第2号長久手市文化の家を次のように追加する。

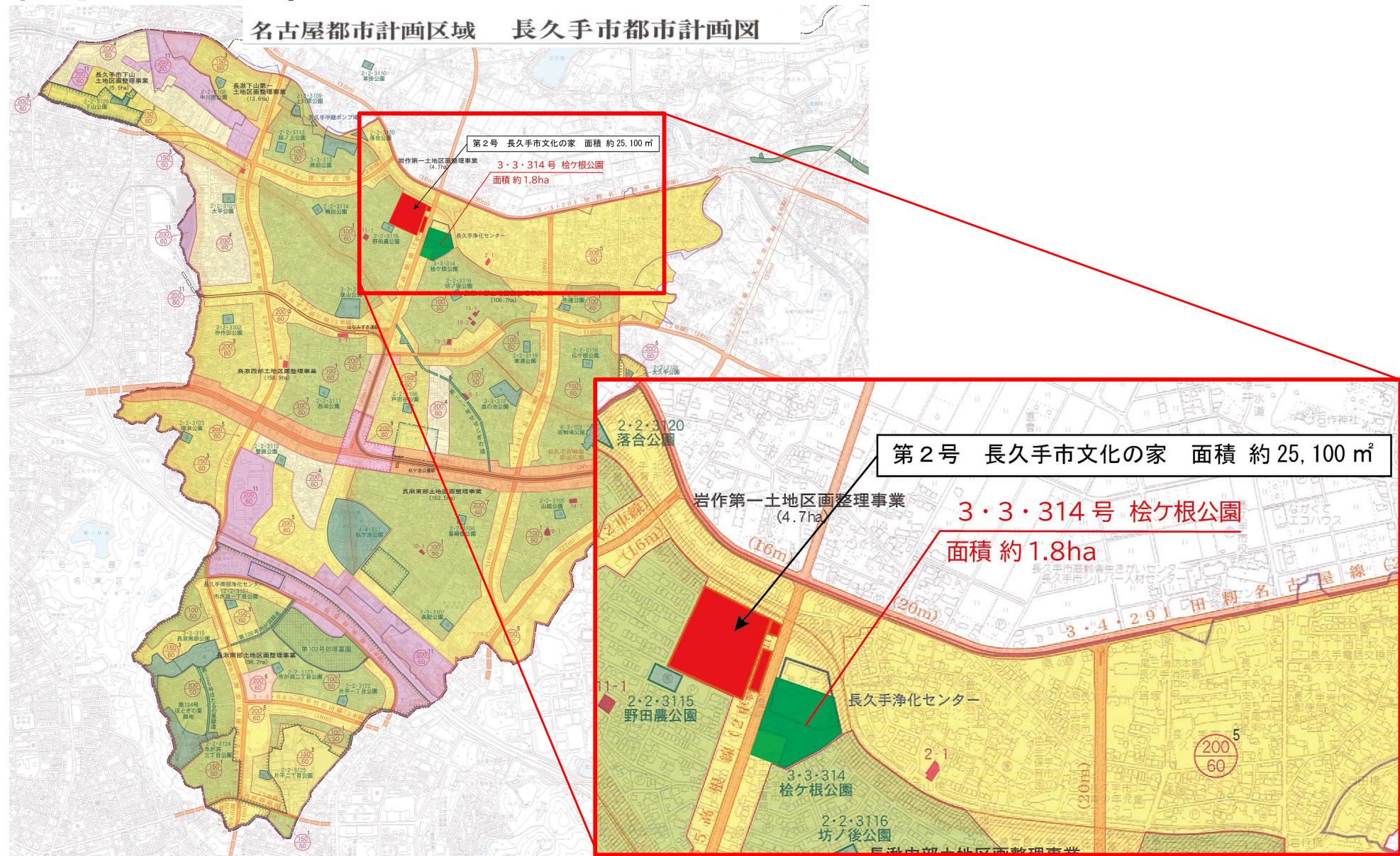
番号	名称		位置	面積
	番号	教育文化施設名		
2	長久手市文化の家	長久手市野田農	約25,100m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」（次ページ以降参照）

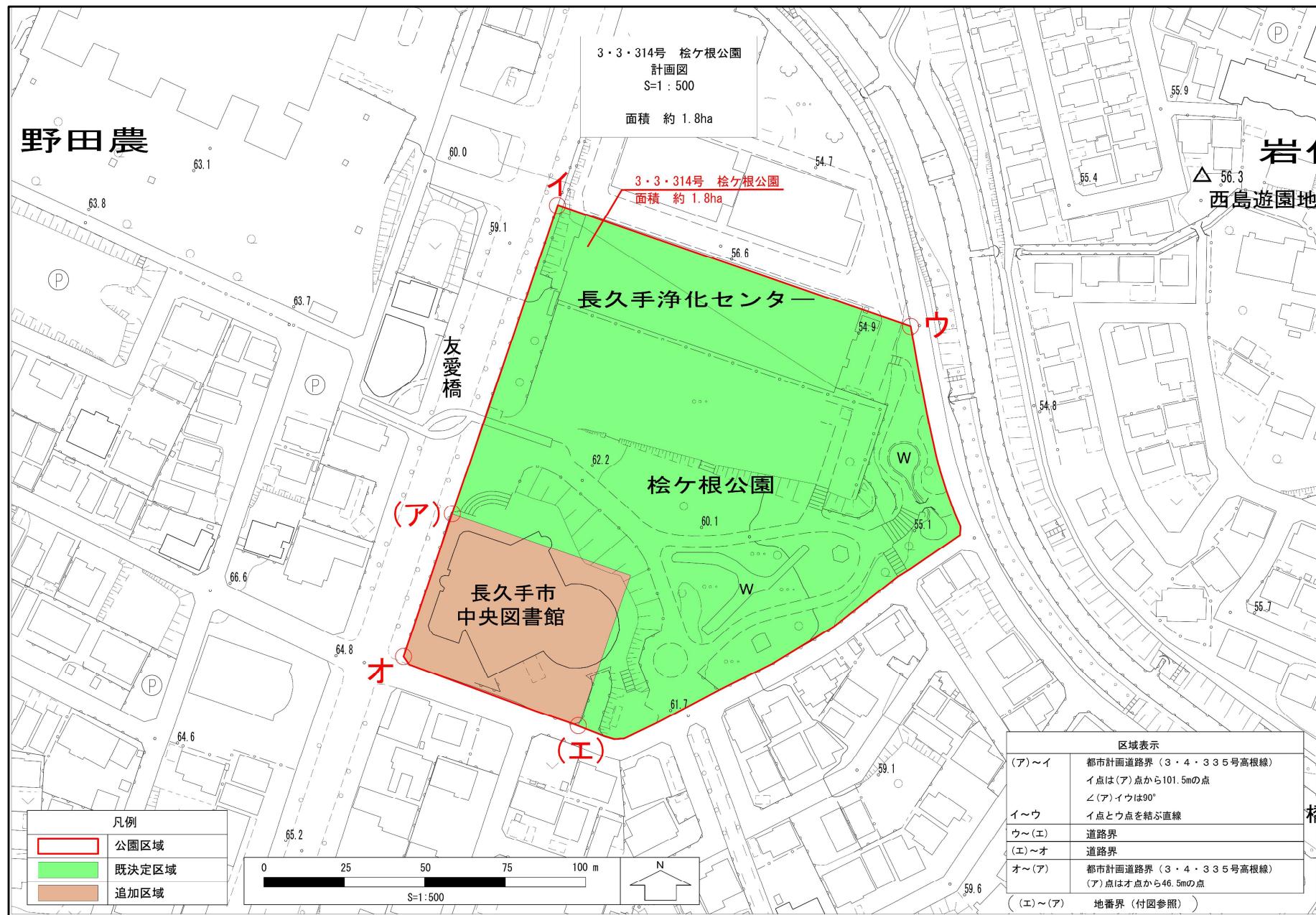
### 理由

本市の教育文化施設は、本市及び本市住民の文化芸術活動を支えるのみならず、文化芸術を通じた交流の場となっており、将来にわたって必要性の高い都市施設である。このことから、将来にわたり持続可能な施設管理・運営を進める必要があるとともに、今後の本市における、文化芸術活動を支える拠点として、より魅力的な整備を進める目的として、長久手市文化の家の都市計画決定を行う。

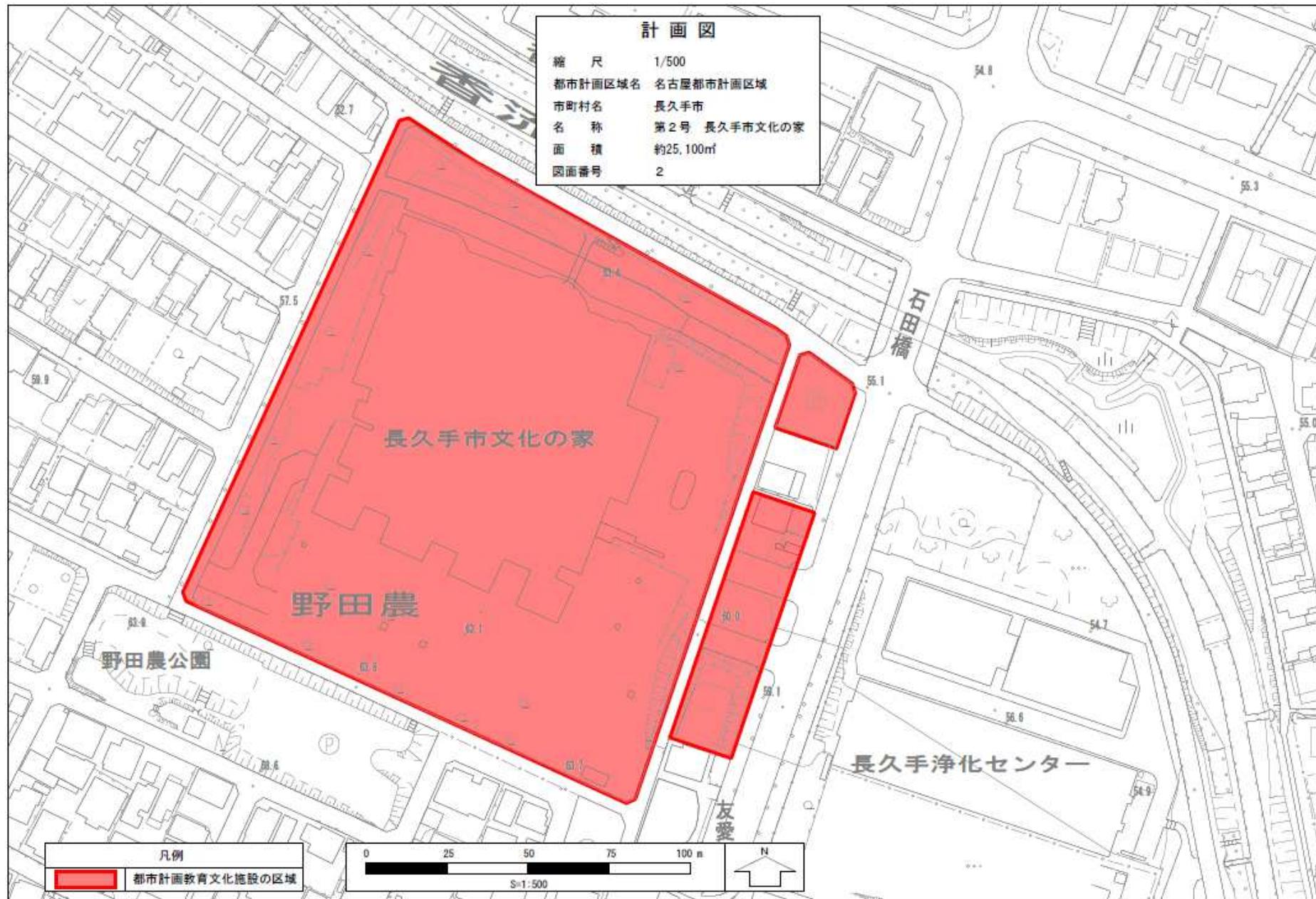
# 總括図抜粹

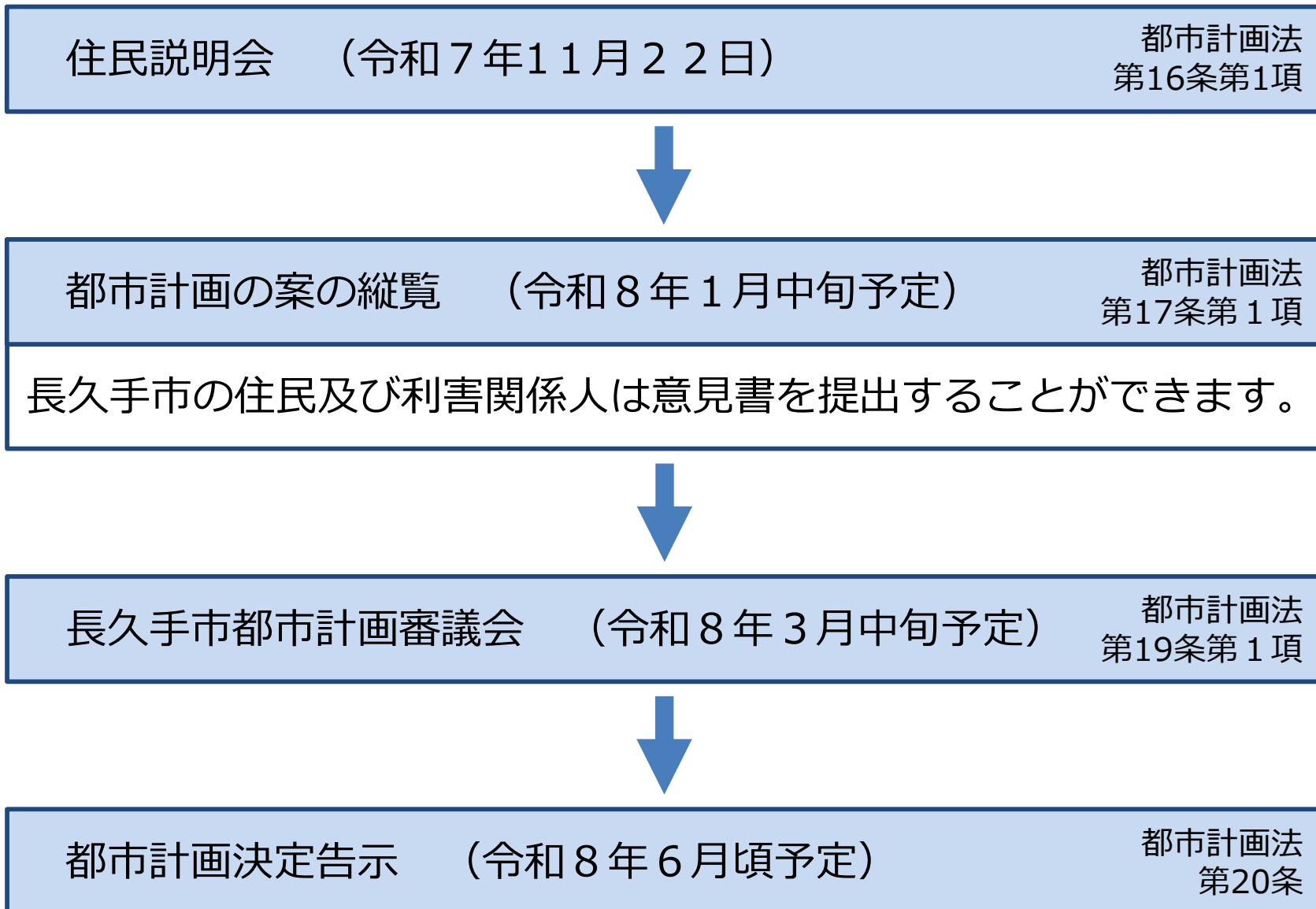


## 計画図 【桧ヶ根公園】



## 計画図 【長久手市文化の家】





本日

ご静聴ありがとうございました。



## 質疑応答

(以下の順序でお願いします。)

①挙手

②お名前

③ご質問・ご意見等

# お問い合わせ先

課名	ダイヤルイン	メールアドレス
建設部 都市計画課	0561-56-0622	<a href="mailto:keikaku@nagakute.aichi.jp">keikaku@nagakute.aichi.jp</a>
建設部 みどりの推進課	0561-56-0552	<a href="mailto:midori@nagakute.aichi.jp">midori@nagakute.aichi.jp</a>
くらし文化部 生涯学習課	0561-61-3411	<a href="mailto:gakushu@nagakute.aichi.jp">gakushu@nagakute.aichi.jp</a>
教育部 中央図書館	0561-63-8006	<a href="mailto:toshokan@nagakute.aichi.jp">toshokan@nagakute.aichi.jp</a>